

（午前9時30分 開議）

○議長（中本正人君）おはようございます。
ただ今の出席議員は20人で全員であります。

○議長（中本正人君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において2番 石橋君、6番 小林君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中本正人君）日程第2 一般質問 を行います。

順番8番、9番 楠本君。

〔9番（楠本知子君）登壇〕

○9番（楠本知子君）皆さん、おはようございます。初当選の議員さんを加えまして、任期4年間のスタート台に立たせていただきました。初心に戻りまして、賞味期限切れるまで一生懸命頑張りたいと思います。一般質問2日目、トップバッターでございます。本日も一日よろしく願いいたします。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1番目に、橋本版「ネウボラ」事業について伺います。

「ネウボラ」という言葉をご存じでしょうか。聞きなれない言葉ですが、フィンランドで始まった子育て支援拠点「ネウボラ」とい

う施設があります。「ネウボラ」とは、アドバイス、助言するという意味だそうです。

お母さんに優しい国世界ランキング1位、女性が住みやすい国世界5位という国際的に評価の高いフィンランドの出産育児相談所「ネウボラ」を参考にして、一つの窓口で継続支援できるような事業を日本でも取り入れようということでもあります。名張市や和光市などで国のモデル事業として実施されています。それを全国に広げていこうとされております。

妊娠期から育児期まで継続して、母親だけでなく子どもや父親にも寄り添って話を聞き、家族全体の支援をするということです。妊娠・出産・育児の切れ目のない支援、不安のない子育て環境を目指して、橋本版「ネウボラ」事業の取り組みをお伺いさせていただきます。

2番目に、記念に残る婚姻届についてお伺いいたします。

男女が出会い、結婚をしようとなって、最初の共同作業が婚姻届を出すことから始まります。若い方からピンクの婚姻届のお声をいただきまして、調べてみました。記念として持ち帰ることのできるピンク色の婚姻届出用紙をつくっている自治体があることを知りました。橋本市でも取り入れていただけないものかお伺いいたします。

①結婚情報誌の付録にピンクの婚姻届がついておりますが、この用紙で橋本市では受理してもらえますか。

②記念として持ち帰ることのできるピンクの婚姻届出用紙の配布はできませんか。

③市役所で記念撮影をしたいとのお声があ

りますが、できませんか。

3項目めに、投票率の向上に向けてについてお伺いいたします。

国政、地方を問わず、選挙の投票率は全国的に低下傾向にあります。一方で、期日前投票を利用する有権者は増加傾向にあります。昨年の衆議院選挙では、4人に1人が期日前投票に行かれたそうであります。また、選挙権が18歳に引き下げられることを見据え、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていく改善策を進めるとされております。

そこで、①期日前投票所の増設は前向きに検討されていけますか。

②不在者投票ができる病院、施設等についての問い合わせがあるかと思いますが、ホームページで公開できませんか。

③投票所に入出りできる人を、投票する人への同伴は就学前である幼児か、やむを得ない事情があると投票所が判断した場合に認めるということが、公職選挙法58条にうたわれております。小学生の入場を断られたというケースがあります。乳幼児同伴者や高齢者への配慮をどのようにされていますか。

以上、3項目、1回目の質問といたします。ご答弁のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中本正人君）9番 楠本君の質問項目1、橋本版「ネウボラ」事業に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）おはようございます。

橋本版「ネウボラ」事業についてお答えします。

本市では、安心して出産、子育てができるよう、次の事業を実施しています。

出産・育児についての正しい知識の習得と

参加者同士の交流を図ることを目的に、ママパパ教室を年12回、助産師や管理栄養士、歯科衛生士による講義のほか、パパの妊娠疑似体験、沐浴実習など、平成26年度は、延べで妊婦103人、夫42人、その他の家族5人の参加を見ています。妊婦や産婦・新生児・乳児に対して、助産師や保健師が状況に応じて訪問し、相談や指導を行っています。

また、乳幼児の健康診査として、満4カ月児から5カ月児を対象に毎月1回、乳幼児健康診、乳幼児健康診査、満10カ月児から11カ月児を対象に毎月2回、10カ月児健康相談、1歳8カ月児を対象に毎月3回、1歳8カ月児健康診査と歯科健康診査、3歳6カ月児を対象に毎月2回、3歳6カ月児健康診査と歯科健康診査を実施しています。

健康診査のほか、3カ月児から4カ月児を対象に隔月に股関節検診、5カ月児から11カ月頃の乳幼児と保護者を対象に隔月に離乳食教室、アトピー性皮膚炎や食物アレルギーに悩む保護者を対象に年2回アトピー教室、歯が生え始めた乳児から1歳半頃の乳幼児を対象に毎月1回、にこにこ歯磨き教室を行っています。さらに、必要に応じて、歯キラキラ教室、乳幼児健康相談、10カ月フォロー教室を実施しています。

加えて、育児について不安が多い時期に、仲間づくりと遊びの実践や悩み相談を通じて、子育ての仕方を学ぶことを目的に、こども園など市内6カ所において、子育て支援センター事業を実施しているほか、8カ月児健康相談や乳幼児交流教室、双子・三つ子を育てる親の交流会、ツインパピィも実施しています。

本市では子育て世代が利用するための相談窓口を保健福祉センターに集約し、関係機関と連携を図る体制を整えており、保健福祉センターが、子育て包括支援のワンストップ拠点の役割を果たしています。

この秋の臨時国会において、妊娠から出産、子育てまでの保護者らを総合的に支援する、成育基本法を議員立法として制定をめざしているとのこと。子どもや家族のほか、保育・教育関係者や医療機関も含めた子どもの成育過程にかかわる全ての人への支援策を盛り込み、具体的には妊娠から子育てまで一括サポートするフィンランドの育児支援施設「ネウボラ」を参考にした子育て拠点の普及などを掲げる方向ということ。

本市におきましても、今後、成育基本法に関する情報を収集し、先進地である地方自治体への視察を行いながら研究してまいります。

また、市民からわかりやすい形で保健福祉センターの機能としての子育て支援ができる窓口の広報活動を実施します。

現在、広報活動の手段として、スマートフォンなどで子育て世代が情報を収集しやすい形での情報提供を、地方創生事業の一環として、健康課及びこども課を中心に検討しています。

○議長（中本正人君）9番 楠本君、再質問ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）健康福祉部長より細かいご答弁をいただきましたので、ありがとうございます。

「ネウボラ」という言葉自身も、皆さんにはなじみのない言葉やと思います。この間、5月の毎日新聞に、なるほドリというコーナーがいつもあるんですけど、そこに、ネウボラって何というような記事が載っておりまして、もし読まれた方は知っていらっしゃる方もいらっしゃるかと思いますが、まだまだこれから、ご存じのない方もいっぱいいらっしゃると思います。

具体的に、「ネウボラ」というけど、そしたら具体的な事業といたら何なのというふう

になれば、妊娠・出産・子育てを包括的に支援できる事業であるよということですが、橋本市も子ども・子育て会議を経て、子ども・子育て支援事業計画が今回立ち上がりまして、5年間の計画が立てられました。

その中で特に、立てるにあたりまして、子どもたちのニーズ調査、お母さんのニーズ調査であったりとか、妊婦さんのニーズ調査であったりとか、そういうニーズ調査をされたかと思うんですけども、特に妊婦さん、また、小さい子育てをされている親御さんのニーズって、今、橋本もしっかりと子育て支援をやっていただいておりますと思うんですけども、その中で特に不安を抱いておられる点とかありましたら、ご紹介いただきたいと思います。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今、子ども・子育て支援事業計画のお話も出ました。実際、答弁の中でご報告したとおり、現時点で、既に本市といたしましては、特に、妊娠から出産、乳幼児の関係につきましては、いわゆる「ネウボラ」の考え方に近いというか、そういうふうな事業を、サービスを供給しているというふうに私としては認識しております。そのアンケート結果で、こういう要望があったという印象は、特に、私自身はちょっと現時点、持っておりません。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）それでは、具体的に、今、言われました具体策の中で、橋本市の保健福祉センターはまさに「ネウボラ」であるというふうに私も思うんです。橋本保健福祉センターの愛称を「ネウボラ」にしたらどうかと思うぐらい、ネウボラセンターにしたら、もっと橋本市の子育てしやすいまち、ナンバーワンに近づくんではないかと、注目されるのではないかとというふうにも思うんですけども、特に、女性の生涯で産める率、

合計特殊出生率が1.42ということで、まさに二人っ子世帯から、まさに一人っ子世帯が定番になってまいりました。1人産んだらもうやっとなんかという感じの時代に入っていかと思います。

そういった子育て環境の中で、一人っ子の中での不安、また、次、二子を産んでいこうということに対しての不安など、その他、虐待であったりとかいろいろな、子どもの虐待であったりとか、そういう不安を抱いたお母さん方があるかと私は思っているんですけどね。その窓口となるところが、保健福祉センターの中の健康課、こども課と連動して、橋本市の保健福祉センターには既にございますので、連携した取り組みがもう既に進められているかと思えます。行政としては既に整えられているんだけど、私たち、お母さん方を含めた女性、また、父親であって、家族の方にとって、窓口、どこに行ったらいいのかという、反対側からいけば、健康福祉センターの、その中に子ども・子育て包括支援センター、これは地域支援事業になるかと思うんですけども、この子ども・子育て包括支援センターをまず設置するというをさせていただきたいというふうに思うんです。

既に、もう地域包括支援センターというのがございまして、それはもう、地域包括支援センターはできて、もう約10年以上になるかと思うんですけども、最初は地域包括支援センターって何って、何するところというふうな感じでなかなか周知をされておりましたけれども、今、地域包括支援センターは高齢者の困り事の窓口、また、介護一般に対する全ての高齢者の窓口として、皆さんに周知をされ、高齢者の方には大変ありがたい窓口やということで周知されているかと思えます。

その版を、子ども・子育てに対してまず設

置をしていくということについて、前向きなご答弁やったかと思うんですけども、子ども・子育て支援センターを設置するという方向で、さらに連携を強めて支援していただくということについて、再度、お伺いさせていただきます。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）ご質問の趣旨も非常によく理解できます。国のほうが今、示している計画では、子育て世代包括支援センターなる名称がございます。今のご質問の中でもありました地域包括支援センターというのございまして、実はちょっと混乱するかなという、そういう危惧がございます。

実際、市民の方々に非常によくわかりやすい名称、看板だけの話をすれば、わかりやすい名称が望ましいのかなというふうには思うんですが、そういった点につきましても、今後の成育基本法、こちらの動向なり、国の動向なりを注視しながら、いろいろ検討していきたい、いわゆるそういう名称なり、体制等も検討していきたいというふうに考えます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。

地域包括支援センターとわかりにくい名前、名称になるかということも私もそう思いますので、橋本版であればどういう名称をつけるか。また、その設置につけて、前向きにモデル事業をやっておられる自治体を参考にしながら進めさせていただきたいことを思います。

特に、地方創生を目指しての基本目標の中に、子ども・子育てをしっかりとっていくというのが3項目めに入っていたかと思うんです。橋本版の総合戦略も10月あたりには、人口ビジョンあわせて発表されるかと思うんですけども、その中においても、地方創生の一つの大きな事業と捉えられておりますので、

この事業については、あわせて、妊娠・出産の産前産後サポート事業、それから、また、産後ケア、そのあたりの支援の充実をセットにして、これは財源の問題もあるかと思うんですけども、この事業とセットにして、国3分の1、県3分の1、市3分の1というふうな形で、大きな事業としてやっていきやすいような形を国はとっていただかれていますと思うので、産前産後また産後ケアについてのお取り組みについては、どのようにお考えいただいていますでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）当然、ご質問の趣旨も重要な点だと考えております。今後、国の施策の動向等を注視しながら検討していきたいと考えます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）よろしくお願ひいたします。1番は前向きに取り組んでいただけるといふご答弁でございましたので、1番を終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、記念に残る婚姻届に関する質問に対する答弁を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長（田中忠男君）登壇〕

○市民生活部長（田中忠男君）記念に残る婚姻届についてお答えします。

まず、1点目の結婚情報誌の付録、ピンクの婚姻届についてですが、本市では、平成25年度で251件、平成26年度で248件の婚姻届を受理しています。

議員おただしのピンクの婚姻届については、法定の様式を満たしていることから、本市においても既に受理しています。

2点目の記念品として持ち帰ることのできるピンクの婚姻届の配布についてお答えします。本市が現在使用している約40種類の所定

の届出書は、和歌山市に事務局がある、和歌山県連合戸籍住民基本台帳事務協議会で、県下30市町村の必要枚数を取りまとめて一括発注し、安定した廉価な価格で調達したもので、必要な方に無料でお渡ししており、全国どこの市区町村でもお使いいただくことができます。

婚姻届を含む届出書全般について、一度提出していただいた届出書は戸籍法上、複写してお渡しすることはできませんので、提出された所定の婚姻届またはピンクの婚姻届を記念品として保管される場合は、提出前にご自身で複写等の対応をしていただきますようお願いいたします。

3点目の市役所での記念撮影については、現在、ご本人様方のスマートフォンやカメラ、ビデオ等での撮影の申し出があった場合、職員がご協力させていただいております。

○議長（中本正人君）9番 楠本君、再質問ありますか。

○9番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございます。

結婚情報誌を買ってみたんですけど、こういうピンク色じゃないんですね、線がピンクなんです。ピンクの婚姻届というのが情報雑誌についておりました。こういうのが今、若者の中で人気というか、そういうのがついているのでというふうに情報雑誌が売れているそうなんですけど、これを受理されているということでございましたので、この婚姻届の書き方についてもついていたんですけど、各市町村に、これが、届け出がちゃんとできるかどうか、各市町村に問い合わせてくださいというふうなことが書かれてあるんです。

もう既に、ほかの自治体では、こういったことが話題になっておりますので、ホームページで受け付けをしますというふうなことを公開している自治体もあるんですけど、そう

いうことはしていただけませんか。

○議長（中本正人君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）先ほども答弁させていただいたように、和歌山県においては県下全市町村、統一の様式という形で発注を行い廉価な形で様式を調達しております。そのことから、ピンクの婚姻届については、各自提出される皆さままでご用意いただきたいと考えております。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）婚姻届、このほうですよ。情報雑誌についているやつは、橋本市で受理できますよということをホームページで公開できませんかという質問やったんですけどね。大体、こういうものを持ってこられているのは、橋本市も結構いらっしゃいますか。今、250ぐらいですか、婚姻届が上がっていると思うんですけど、何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長（中本正人君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）婚姻届については法定受託業務ということになっております。これについては、法務局のほうへ月に1回まとめて提出することとなっております、市のほうには保管されておられません。また、今まで提出された件数についてもデータとしては残しておられませんので、把握できておりません。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）わかりました。大体何名かなというぐらいはわかるのかなと思ったんですけどね。

婚姻届は和歌山県で一括で作成されているということですので、まずは和歌山県がこういうのをつくっていただければ一番ありがたいわけですよ。そういったことを要望していただけますか。

○議長（中本正人君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）現在、婚姻届の用紙代という形で、1枚約6円強の費用がかかっております。ここへ、県下統一ということであれば別なんですけども、各市町村それぞれの、先進の自治体においてはイメージキャラクター、マスコットキャラクター等を用紙の枠に印刷したり等しておるようです。それぞれ市町村の考え方等も統一する必要があるかと思うんですが、今後、協議会の中で、一度、話としては出していてもいいのかなと。ただ、統一できるかどうかについては、今後、かなり検討する必要があると考えています。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）要請、要望というかを上げていただくということでございますので、いろんな市から上がっていくと、市町村から上がっていきますと、和歌山県もやってくれるのかなというふうに思いますので、お声を上げていただきたいと思います。ほかの自治体、既にホームページ等で上がっていたんですけども、お二人に記念用つきの婚姻届というのを出されている自治体があります。

ちょっと読ませていただきますと、ホームページに上がっているんですけど、「最近、結婚情報誌の付録がきっかけとなり、さまざまなデザインの婚姻届によるお届けを受けるようになりました。しかし、お二人が思いを込めて用意した届出も区役所へ提出されると、お二人の手元には残らず、保存年限が通過すると破棄されてしまいます。そこでお二人の手元に記念として残るサービスができないかと考え、お二人用の記念用婚姻届を作成しました」というふうなあるんですけど、これは、何枚かを橋本市単独でつくっていただけないかなということなんですけど、それはできないということですか。何枚かでもつくっていただくというようなことをするということは

しないと。

○議長（中本正人君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）確かにそういう形で取り組んでおられる自治体はございます。それらについても、やはり定住促進につながるのではないかと期待を込めてやっておるのかと考えております。今、言われたように、本市において、どうされるということについては、やはり先ほど申し上げましたように、県下統一の様式というのを作成しております。

その中で、今、議員が言われたような記念品、付録品として出しておられる自治体についても、かなりの高額な費用になっておると聞いております。やはり、厳しい財政状況の中で、できるだけ予算支出のないような形でやっていきたいなど。まず、お二人の大切な瞬間、また、そのときの思い出という形、予算支出が伴わないような形で何かできないかなというように考えております。一度、課員の中から意見のほうを聴取していきたいと考えております。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。よろしく申し上げます。

3番目の記念撮影なんですけれども、もう既に市役所の中で記念撮影をされるカップルがいらっしゃるということだそうでございますが、若い人から、市役所で記念撮影できないのかなというふうなお声をいただきましたので、多分、婚姻届を出された方が撮らせてほしいと言わないと、多分、撮れないんじゃないかなと。撮っていいのかな、どうなのかなというふうに、こんなところで、緊張して市役所へ行かれて婚姻届を出されたときに、そこまでしたいんやけどなと思っている、多分、若者もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

できたら、そんなにお金がかからないと思うんですけど、婚姻おめでとうございますみたいな立て看とか、若い職員さんにベニヤ板でも結構でございますのでつくっていただいて、それを横に置いておくと、橋本市役所で若い人が婚姻届を届けたら、こういう記念撮影もできるし、記念のビデオも撮れるというふうなそういうのを、こっちから言わないとじゃなくて、橋本市がそうやっているよということアピールしていただけたらいいのになというふうに思うんですけどね。そんなに費用かからへんと思うし、若い職員さんやったら、また、いろいろアイデアを持っておられるので、そういった立て看と一緒に、橋本市役所の前で撮るとか、いろんなことができるんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中本正人君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）記念写真ということでございますけども、現在、窓口での記念写真の希望者ということで、年間10件程度でございます。これについては、確かに、議員が言われるように、何ら広報もしておりませんので、あくまでも申し出があった方々ということでございます。今後、今、言われたような形で何らかの看板、市民課の看板で、「はしぼう」を入れたような形のもの、そういうものができるのかどうか、これらについても先ほど申し上げたように、課員の中で一度、意見を集約してみたいと考えます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）若い人たちはホームページとかスマホはたけておられるので、そういうのを発信していただくと、婚姻届の受理についてでも、また、撮影についてでも、橋本市は大いに歓迎ですよというふうなホームページ等で上げていただきますと、問い合わせすることもないと思いますので、また、で

きるよとなれば、皆さん喜んで撮られるのではないかなって。記念になる、思い出になる婚姻届出になるのではないかと思いますので、積極的に、前向きに取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

2番を終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）次に、質問項目3、投票率向上に向けてに関する質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）皆さま、おはようございます。

一点目の期日前投票所についてお答えします。

6番議員のご質問にもお答えしたとおり、公職選挙法第44条では、選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票しなければならないと規定されています。また、同法48条の2では、投票日当日投票主義の例外として、期日前投票について規定され、投票日当日に投票に行けない選挙人のために、当該選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、投票を行わせることができることになっています。

平成15年6月に公職選挙法が改正され、二重封筒に投票用紙を入れる不在者投票から、当日投票と同じように投票用紙をそのまま投票箱に確定投票として投函する期日前投票制度が新設されたことにより、本市でも年々、期日前投票を利用する有権者が増大し、平成26年3月16日執行の橋本市長選挙では、期日前投票者数が8,016人、期日前投票率は約14.8%、平成26年11月30日執行の和歌山県知事選挙では、期日前投票者数が5,308人、投票率は約9.8%、平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙では、期日前投票者数が8,074人、

投票率は約14.9%、平成27年4月12日執行の和歌山県議会議員橋本市選挙区一般選挙では、期日前投票者数が8,884人、投票率は約17%、平成27年4月19日執行の橋本市議会議員一般選挙では、期日前投票者数が9,590人、投票率は約18%となっています。特に、身近な選挙ほど期日前投票率が高く、有権全体の約2割弱の利用状況です。また、期日前投票期間は、参議院通常選挙や知事選挙では16日間、衆議院議員総選挙では11日間、県議会議員一般選挙では8日間、市長選挙、市議会議員一般選挙では6日間に及び、選挙の管理執行上の問題でも期日前投票や不在者投票に関するものが一番多いことから、選挙期間中はより一層の厳格な管理が求められています。

このような状況の中で、期日前投票所を増設するには、投票日当日同様の期日前投票管理者、期日前投票立会人、すぐに対応できる選挙管理委員会事務局職員の増員配置や事務従事職員の配置、期日前投票所としての施設場所の貸し切り、投票箱や投票用紙の保管や警備体制等、期日前投票期間中の万全な管理体制とそれらの関係費用が必要となることから、現在のところ、期日前投票所の増設は考えていません。まずは本庁舎内での期日前投票について、来年執行の参議院議員通常選挙から機械化を図ることで、期日前投票者の利便性や期日前の投票率の向上につなげたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の不在者投票ができる病院、施設等をホームページで公開できないかのご質問にお答えします。

病院、施設等における不在者投票については、和歌山県選挙管理委員会が指定する病院、介護老人保健施設、老人ホーム等において、選挙の公示または、告示日の翌日から投票日の前日までの間、その指定施設で不在者投票

が行うことができることから、有権者への一層の便宜を図る上からも、市ホームページによる情報提供をしております。

3点目の投票所における乳幼児同伴者、高齢者への配慮はどのようにされているかのご質問にお答えします。

公職選挙法第58条において、投票所に入入りし得る者のただし書きとして、選挙人の同伴する幼児、その他選挙人とともに投票所に入ることにについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることから、選挙の公示または、告示日以後に行う投票管理者及び投票管理者職務代理者への事務説明会において、親切かつ適切な対応をとっていただくように説明を行っています。また、障がいをお持ちの有権者や高齢者並びに乳幼児を抱えた有権者に対しては、事務従事者等によるお声かけや介助等も含めて今後とも適切に対応してまいります。

○議長（中本正人君）9番 楠本君、再質問ありますか。

○9番（楠本知子君）ご答弁いただきましてありがとうございます。

3番目は投票率向上に向けてということで質問させていただいたんですが、投票率を向上させるには、まず、私も今回、統一選挙で、市会議員の選挙でいろいろ回らせていただく中で、思って反省したことがあるんですけど、やはり、誰がやっても一緒やとかというようなお声もいただきながら、選挙に、政治に関しての無関心化も大いにあるわけでありまして、候補である議員であつたりとか、議会の責任も投票率向上には大いにあるかと思えます。

1番目には、期日前投票の増設を前向きに検討されていますかというふうなことで書かせていただいたんですけども、来年の参議

院選挙におきましては、いよいよ18歳から選挙、引き下げられまして、参院選から18歳選挙が実現をいたしますので、大きな吉書になるかと思えます。今、橋本市の期日前投票率も少しずつ上がってきている状況ではないかと思うんです。

その中で、期日前に対する増設または、当日、投票所においてでも、歩いて行くのが大変やという高齢者の方もいらっしゃるのですが、そういったところに対してはどんなことができるのかなというふうな、例えば、無料のタクシーを送迎でやっておられるところもありますし、いろんな期日前投票所も大きな大型スーパーセンターであつたりとか、また、駅であつたりとか、そういうことの設置に向けた取り組みが広がってはいるかと思うので、橋本市にとってはどういう方法が、いかに一般財源を使わないで選挙の費用の中でやっていくかというのが、すごく苦慮される点かと思うんですけれども、市民の皆さんのお声、選挙に行くのに対してどういったことをしてほしいというお声をお聞きするとかということについては、されているのか、今後、またされようとするのかについてお伺いさせていただきます。

○議長（中本正人君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）現在、有権者からのお声というのは、期日前投票所、そして、投票日当日の投票所において、各有権者の方からお声をいただきました点につきましては、改善できる点については改善していきたいと考えております。

また、既にそういうふうなお声をいただいた中で、3点目にありました乳幼児の関係であるとか、高齢者の関係であるとかいう方につきましては、乳幼児を抱かれた有権者の方については、文鎮があつたらええよと。子ども

を左手に抱いて、右手片方で書かんなんの、どないしたらええかなというふうな話もありましたので、それについては文鎮を用意して、文鎮を置いていただいて投票用紙を書いていたからということで、各投票所におきましても、文鎮を用意してまいりました。そういうふうなお声をいただく中で、積極的に選挙管理委員会がどうであるというふうな形では調査はしていませんけども、有権者の皆さまからそういうふうなお声をいただいたら、積極的に考えていきたいと考えております。

そして、タクシー等の送迎とかという話もありましたけども、ある一定の地域の方だけ、タクシーとかそういうふうなことを支援するというのは、公平性とか平等性とかと、そういう点から考えますとどうかなという点もありますし、総合的にいろんな面を考えながら、もらえる予算の範囲内、その中でどうにか執行していきたいと考えております。いずれ私も、高齢者のほうに仲間入りという形にもなりますので、そういう点は十分、今後、考慮しながら考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。

いろいろお声をいただいて、考えていただいているということで理解させていただきました。選管がということになるんですけど、橋本市全体として、副市長、すいません、このような取組みについては、市全体で、選挙、18歳になりますので、どういった取組みをしようかとお考えいただいているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）まず、ご提言をいただきました期日前投票所の増設という問題でございますけども、ご答弁をさせていただきましたように、なかなかこれというのは人員

の問題が一番ネックになってくるのかなというふうに考えておりました。臨時職員で対応できることでしたら費用の問題だけで済むんですけども、ベテランの職員が、大事な選挙でございますので、しっかりした形の管理をしていかなければ、きっちり選挙管理になっていかないという点がございますので、その辺が一番難しい点かなということがございます。

それから、システムの問題もございまして、今回、参議院選挙に向けて機械化を進めていくことによって利便性の向上を図っていくことを考えておりますので、その辺で、次の段階へ移っていくようなことも、ちょっとは考えていけるような状況になるかどうか、一度、その辺でも検討をさせていただきたいというふうに思っております。

18歳からということになりますと、かなり有権者の方が増えますので、その辺も含めまして、スムーズに選挙が行える体制づくりは、来年の参議院選挙から、きちんと考えていかなければならないというふうに思っておりますので、そういうところで、選挙管理委員会ともども頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。

早い取組みをされているところで、例えば、大学で期日前投票所をつくっておられて、既に大学生がボランティアに近い形で期日前投票を実施し、Wi-Fi環境ができていないんですけども、それも携帯電話でもって、本所と連絡をとりながら期日前投票をやったというようなところがありました。いろんな設備が要りますので、多分、嚴重にとか、いろんなことがあるかと思うんですけども、既にそういった取組みを先進的にやっているところがありました。そしたら、そんなに

お金はかかっていないんですよ。

でも、若い人の取り組みで、若い世代の取り組みで、政治にかかわり期日前投票所を設置したというふうなことも載っておりますので、橋本市には大学がございませんので、それはちょっと当てはまらないかもわかりませんが、18歳といえば、高校生になる、高校でということも考えられ得るかと思うので、柔軟な発想をもって、いかに投票率を上げるかというところ辺を、私たちも含めて、行政の皆さまも含めて、考えていただけたらということで要望させていただきます。

2番目には、ホームページに公開していただけたらということでございますので、よろしくお願いいたします。

3番目につきましても、ご答弁いただきました。私のところに、乳幼児を抱えて投票所に行ったんやけど、生まれた赤ちゃんをだっこしながら投票に名前を書くのがすごい難儀したというふうなお声をいただいたんです。行政のほうから、そしたら、「お子さまをだっこしましょうか」とは、多分、行政の方はお声をかけられないんじゃないかと思うんですけど、そのお母さんが「すいませんが、抱っこしてくれませんか」と言えば、だっこしていただけるんじゃないかなと思うんですけど、職員さんのほうから「だっこしましょうか」とは多分、言われませんよね。

○議長（中本正人君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）それはなかなか難しいかなと思います。もし、

そのお子さんに何かあったときに、やはり、事務従事者の責任問題というのが出てきますので、こちらから声をかけさせていただいて、そのお母さんが「じゃ」という形で了解していただけるなれば、それで契約成立の中でいけるかなと思いますけども、こちらから、なかなか積極的にお声をかけるのは難しいとは思いますが、状況を見ながら、事務従事の職員にも親切に対応していただけるよう、今後とも努力していきたいと考えております。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）私もそのように、その方にお答えしたんです。多分、無理やろうねと言って。だから、「だっこしてほしいです」と言わないと、多分、されないとはいいますよと言ったんですけど、「だっこしましょうか」とは言わなくても、「大丈夫ですか」とか、そういうお声がけはできるかと思うので、そういった部分でしていただけたらなということもございます。私、乳幼児同伴者、高齢者ということで、障がいをお持ちの方について抜けておりましたので大変申しわけないなと思いつつながら、高齢者への配慮もしていただくということで、障がいをお持ちの方の配慮につきましても十分していただきますように、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中本正人君）9番 楠本君の一般質問は終わりました。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時24分 休憩）